

遺産分割の協議が確定したことによる更正の請求

問2 平成25年9月4日以前(違憲決定日以前)に、相続税法第55条の規定に基づき相続税額を計算し、相続税の申告をしました。今回、遺産分割の協議が確定したので、同年9月5日以後(違憲決定日後)に、同法第32条の規定による更正の請求を行います。嫡出に関する規定を適用しないで相続税額を計算することになりますか。

答 更正の請求は、税務署長の処分を求めるものであり、これに応じ税務署長が更正する場合には、改めて相続税額を計算して、相続税額を確定します。

したがって、平成25年9月5日以後に、相続税法第32条第1項第1号に規定する事由により更正の請求を行う場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、更正の請求に係る相続税額を計算することになります。

以上のことは、仮に遺産分割の日や調査期間が平成25年9月4日以前であっても、更正の請求に係る更正が同年9月5日以後に行われる限り同様です。

※ 相続税法第31条の規定により修正申告を行う場合も同様に、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、修正申告に係る相続税額を計算することになります。

【参考】

○ 遺産分割の協議が確定したことによる更正の請求

